

ワールドフレンズ天草 会則

- (名称)
第1条 この会は「ワールドフレンズ天草」(以下「本会」とする。)と称し、事務局を以下の住所にある会長の自宅に置く。 天草市中村町7-6
- (目的)
第2条 本会は、天草に暮らす人、天草を訪れる人がお互いの国籍・文化を尊重しあうことのできる多文化共生の考えを広めるとともに、多文化共生のネットワークづくりを行っていくことを目的とする。
- (事業)
第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。
1 定期的な交流
2 その他、交流会において企画する事業
- (会員)
第4条 本会は、第2条の目的に賛同する個人及び団体を会員とする。
- (役員を選任)
第5条 本会に、会長、副会長、監事の役員を置く。
1 役員は、会員の互選によって定める。
- (細則の制定)
第6条 本会則施行のため必要な細則は、会員の総意によって定める。
- (総会)
第7条 総会は原則年1回とし会長が召集する。
1 議長は、出席した会員の中から選出する。
- (会費)
第8条 会費は、これをとらない。

附則

この会則は、平成25年8月10日から施行する。

本会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、8月～翌年3月分として500円とする。

改正 令和元年6月29日

改正 令和2年6月29日

改正 令和3年6月30日